

<要支援_サービス利用料金（1月あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

1割負担	①基本報酬	②（日割）	③サービス提供体制強化加算（I）	④科学的介護推進体制加算	⑤介護職員処遇改善加算（I）	⑥特定介護職員処遇改善加算（I）	⑦介護職員等ベースアップ等支援加算
要支援1	1,672	55	88	40	利用料金①～④の5.9%の1割	利用料金①～④の1.2%の1割	利用料金①～④の1.1%の1割
要支援2	3,428	113	176				

2割負担	①基本報酬	②（日割）	③サービス提供体制強化加算（I）	④科学的介護推進体制加算	⑤介護職員処遇改善加算（I）	⑥特定介護職員処遇改善加算（I）	⑦介護職員等ベースアップ等支援加算
要支援1	3,344	110	176	80	利用料金①～④の5.9%の2割	利用料金①～④の1.2%の2割	利用料金①～④の1.1%の2割
要支援2	6,856	226	352				

3割負担	①基本報酬	②（日割）	③サービス提供体制強化加算（I）	④科学的介護推進体制加算	⑤介護職員処遇改善加算（I）	⑥特定介護職員処遇改善加算（I）	⑦介護職員等ベースアップ等支援加算
要支援1	5,016	165	264	120	利用料金①～④の5.9%の3割	利用料金①～④の1.2%の3割	利用料金①～④の1.1%の3割
要支援2	10,284	339	528				

※月の途中で利用を開始した場合はその日より前の日数を、介護予防短期入所を利用した場合はその利用日数を除いた日数による日割り計算となります。

※感染症や災害等、事業所の事情によりサービスを実施しない日がある場合、その日数を除いた日数による日割り計算となります。

- ・契約者に提供する食事等に係る費用は別途いただきます。（下記（2）②参照）
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ①介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ②ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用は1回あたり600円です。
- ③ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（料金は頂戴しておりません）
- ④ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につき10円ご負担いただきます。
- ⑤日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当である場合、紙パンツ、紙おむつは1枚100円、パットは1枚30円ご負担いただきます。
- ⑥通常の事業実施地域外（丸森町・角田市以外）からのご利用の場合は、通常の実施地域を超える地点から10kmを超えるごとに300円の交通費実費をご負担いただきます。（往路・復路とも）
- ⑦経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明いたします。
- ⑧月額44,400円を超えた部分は高額介護サービス費として払い戻しがありますので、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。